

広報ひがしうら有料広告掲載契約書（案）

東浦町（以下「発注者」という。）と、【事業者名】（以下「受注者」という。）は、広報ひがしうらへの広告掲載に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条

発注者は、発注者の発行する「広報ひがしうら」に受注者の指定する広告を掲載し、受注者は発注者に対しその掲載料を支払うものとする。

（規定の遵守）

第2条

受注者は、本契約の履行にあたり、次の各号に掲げる規定を遵守しなければならない。

- （1）東浦町有料広告掲載要綱
- （2）東浦町有料広告掲載基準
- （3）その他、本契約の履行に関連する法令等
（広告内容及び期間）

第3条

- （1）広告媒体：広報ひがしうら
- （2）広告期間：2026年6月号から2027年4月号まで（計11回）
- （3）広告枠数：各号1枠
（広告掲載料）

第4条

広告掲載料は、金●●●●円（消費税及び地方消費税の額を含む）とする。
（広告掲載料の支払い）

第5条

受注者は、発注者の発行する納入通知書により、指定された期日までに広告掲載料を全額一括で納付しなければならない。

（広告原稿の提出及び審査）

第6条

- 1 受注者は、各号の広告原稿を、発注者が指定する期限までに受注者の負担により作成し、発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、提出された原稿が第2条の規定に抵触すると認める場合、内容の修正を求めることができる。受注者がこれに応じない場合、発注者は当該広告の掲載を拒否できる。

（広告内容の責任）

第7条

広告の内容に関する一切の責任は受注者が負い、第三者から苦情や損害賠償の請

求があった場合は、受注者の責任と負担において解決するものとする。

(契約の解除と広告掲載料の取扱い)

第8条

- 1 受注者が本契約に違反したとき、又は不正な手段により落札したことが判明したとき、発注者は催告なく本契約を解除することができる。この場合、既納の広告掲載料は返還しない。
- 2 天災、事故等の受注者の責めに帰さない理由により、又は発注者の都合により広告掲載を行わなかった場合は、発注者は既納の広告掲載料のうち、未掲載分に相当する額を受注者に還付するものとする。
- 3 前項の規定により発注者が受注者に還付する広告掲載料には、利子を付さないものとする。
- 4 第1項により契約が解除された場合、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償する責任を負う。

(反社会的勢力の排除)

第9条

受注者は、自己又は自己の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約する。これに反したことが判明した場合、発注者は何ら催告を要せず本契約を解除できる。

(疑義の解決)

第10条

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じたときは、発注者受注者協議のうえ決定する。

本契約の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各1通を保有する。

令和8年4月●日

発注者 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町
東浦町長 日 高 輝 夫

受注者 (所在地)
(事業者名)
(代表者職氏名)

印